

ていただきました。予算委員会もありますし、私は常任委員会でもいろいろ質疑したいところがありますので、今度はもうちょっと細部になってきます。

今回の問題というのは、いわゆる市の債務負担行為などに予算を組まないうちに、社会福祉協議会が28日に採用試験をしているのですよね。採用試験をしているのですよ。委託すると決定していないうちに採用試験をしているんですね。どうかわからないけれども、もしならなかった場合にどうするんでしょうね、これ。職場をやめる覚悟で来るわけなのでね。

時間を守ります。あと、別の機会にすることにいたしまして、私の質問はここまでにしますので、よろしくお願いします。

高橋孝夫議員の質問

+

鈴木良雄議長 次に、順位4番、議席番号11番、高橋孝夫議員。

(11番高橋孝夫議員登壇)(拍手)

11番 高橋孝夫議員 ご苦労さまでございます。本日は私が最後でありますので、おつき合いをいただきたいと思います。

私は、適正な市政運営と市民生活の向上を願いながら、一般質問を行います。通告しております「市の保育行政について」順次質問申し上げますので、簡潔で明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

前の質問者と質問内容が重複する場合がありますと思いますが、ぜひご了承をいただき、答弁いただきますようお願いをいたします。なお、通告しております(7)については、後日に質問させていただきますので、本日は省略させていただきます。

本定例会に、議案第73号、長井市保育所設置

条例の一部改正案が提案をされています。内容は、「はなぞの保育園を長井市社会福祉協議会に移管するためのもの」とされています。私は、この提案については多くの疑問を感じます。特に、長井市が就学前の幼児や児童の育ちをどうしていくのか、どう保障し責任を持っていくのかといった基本的な部分が全くと言っていいほど示されていない中で、これまで行政が嘗々と担ってきたゼロ歳児から3歳未満児を対象とした保育所である「はなぞの保育園」を、社会福祉協議会に移管をするという提案は、十分な検討を尽くさなければならないし、輕輕に判断できる問題ではないと考えます。そういう意味で、以下具体的にお伺いいたします。

第1点目は、なぜ「はなぞの保育園」なのかについてです。11月24日の厚生常任委員会協議会で示されました「保育施設の民間移管に関する説明資料」によりますと、民間移管の経過の項で「平成12年10月に長井市行財政改革推進委員会から、長井市行財政改革に関する答申書を提出いただいた。その中の「保育園の運営について」において、下記のとおり答申がありました。」として、答申書を示しています。引用しますと、「清水保育園の老朽化に伴う改築の話があるが、清水保育園が廃止をされても、最近の新生児出生数から見て、保育等を必要とする幼児数は、市内のほかの幼稚園や保育園で十分吸収できるものと考えられる。ほかの民間幼稚園や保育園の定員の充足率も勘案した場合、新たな保育施設の建設費と人件費などの運営経費をかけるまでもなく、長井市の幼児保育については民間主体の形態に移行すべきである。」というものであります。

そして、説明資料では、「この答申を受けて、市の行財政改革を推進するために、はなぞの保育園の運営を民間主体の形態に移行することを予定するものです」と示しています。

そして、平成12年11月に策定されました「長

+

井市行財政改革大綱」では、保育園の運営についてとすると、清水保育園は、入所児童数の動向と市内の類似施設の運営状況を考慮しながら、民間への移管を含めた運営転換の検討を進めていきますとし、具体的事項では、清水保育園の民間認可保育所への移管を前提とした、民間認可保育所設置などの環境整備を図るとされています。

同時に、同年12月に策定をされた長井市行財政改革推進実施計画では、清水保育園の民間認可保育所の移管を前提とした民間認可保育所設置等の環境整備を進めると示されていることは、ご案内のとおりです。以降の、私どもに配付をされている行財政改革推進実施計画達成状況報告書を見ますと、平成13年6月の報告書では、平成13年度当初で保育行政を考える会を設置。市全体の保育について検討中。市の保育園のあり方についても協議。と記載をされていますし、同年9月の報告書では、6月までの取り組み実績で、5月に市内の民間保育園、幼稚園、ベビーホームの経営者で構成する「保育行政に関する懇談会」を設置。市内の保育環境や今後のあるべき姿について協議開始。もう1点は、保育所の退職者不補充に対し、定時補助職員やパートの導入で保育に支障のないように対応をしているとして、担当課としての今後の予定では、懇談会を継続し、長井の保育体制の確立を目指す。あわせて、現在の状況と今後の考え方では、保育園の公設民営化に向けて、関係機関、法人と検討を継続し、委託の受け皿づくりを行うと触れています。

翌年の平成14年7月の報告書では、現在の進捗状況として、一つは市内の保育環境の充実に向けて、民間保育所の環境整備を進めている状況であり、具体的に認可取得に向けて県と協議取得ながら準備を進めている民間保育所が出ており、市内の保育環境は大きく改善される。実質的な市からの委託は15年度または16年度から

実施される見込み。

二つ目として、清水保育園の民間認可保育所への移管については、市内の現認可保育所への定員受け入れを打診しており、前向きに検討いただいている状況。とされています。同じ年の12月の報告書では、一つは市内の保育環境の充実に向けて、民間保育所の環境整備を進めている状況にあり、四つの無認可保育園が認可転換に向けて準備中。県では15年度に認可の方向。

二つ目は、清水保育園の民間認可保育園の移管については、市内の現認可保育所と定員受け入れを協議し、了承をいただいている状況と触れています。

さらに翌年、平成15年2月の報告書では、一つは四つの無認可保育園が認可転換について準備中。うち2保育園は15年度中の認可見込み。これは先ほど触れられている関係であります。ほかの2保育園は現在条件整備中とされ、清水保育園の民間認可保育所の移管については、市内の認可保育所と定員受け入れを協議し、了承をいただいている。無認可保育所の認可取得が促進されることにより、市内の保育環境の再構築が必要。清水保育園の民間認可保育所移管（清水保育園の廃止）は、16年度からは可能になる見込みとされています。

以上から見れば、なぜ今回はなぞの保育園の移管となるのか、理解できません。行財政改革推進委員会答申も、行財政改革大綱も、その実施計画も、すべて清水保育園の移管ということになっており、現に行財政改革推進本部も当該の担当も、その実現に向けて環境整備等取り組んできているわけです。それが、本年5月に示された「長井市保育施設民間委託検討委員会からの報告」以降、「はなぞの保育園の移管」にすりかわってしまっていることに疑問を持たざるを得ません。

私は、「清水保育園の移管」についても、大きな問題があると考えていますが、それにして

もこれまでの経過からいって納得できません。まして、はなぞの保育園は、ゼロ歳児から3歳未満児までの保育施設であり、県内でも全国的に見ても特色ある保育施設としてその実績を上げてきていますし、市民からの需要も多い施設であり、長井市が誇ることのできる保育所です。3歳児からの保育とは違い、出生から4カ月の赤ちゃんから3歳未満児までのその子供にとっては、極めて大切な時期を保育するという、その子や親にとっては重要な保育施設です。にもかかわらず、ほかの3歳児からの保育施設と同じような見方で、清水保育園ではなく、はなぞの保育園という判断は、余りにも軽いのではないのでしょうか。この間の経過については福祉事務所長から、判断した根拠については市長からお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、移管先がなぜ長井市社会福祉協議会なのかについてです。先ほど申し上げました保育施設の民間委託に関する資料では、移管先は社会福祉法人長井市社会福祉協議会とする予定であると1行触れられているだけで、なぜ長井市社会福祉協議会を移管先として選定をしたのか、そして、社会福祉協議会が先んじて移管を希望したのかどうかなどについては、何ら触れられておりません。これではなかなか判断できません。

昭和48年度までは、長井市の保育の大半は、長井市社会福祉協議会に委託をされていたことは、先ほど来の議論でもご案内のとおりです。

昭和49年3月定例会の議事録を見てみますと、関連した議案が三つ出てまいります。一つは、議案第14号長井市職員の定数条例の一部改正で、社会福祉協議会から41名の身分を市の職員に繰り入れるためのもの。二つは、議案第24号長井市社会福祉施設の管理委託に関する条例の廃止で、ベビーホーム、及び致芳、西根、平野、豊田の児童館を社会福祉協議会に委託をしていたものを市の直営とするための廃止条例。三つは、

議案第26号長井市保育所設置条例の一部改正で、ベビーホームを市の直営にすることとあわせて、建設中の清水保育園を追加し、長井市保育園を中央保育園に改めるためのものです。

そして、これら3件の議案は、いずれも全会一致で可決をされています。当時の羽田市長は、提案説明で、「執行に当たりましては、十分各業務の状況を考査いたしまして、さらに福祉の充実並びに住民サービスの向上を図りたい考えを持っているものでございます」と触れられております。

福祉の充実と住民サービスの向上を図るために市の直営にした49年度から、今日の保育体制となり、30年間に過ぎようとしているわけです。それをなぜまた、社会福祉協議会に移管するのでしょうか。私は、それにはしっかりとした事由が存在しなければならないと思います。どういった事由で、社会福祉法人長井市社会福祉協議会に移管をするのか、市長の判断をお聞かせをいただきたいと思います。

同時に私は、不思議に感じるがあります。先日資料要求をしていただきました、本年9月21日に開催をされた長井市社会福祉協議会理事会議事録によりますと、社会福祉協議会の会長は、「なぜ社会福祉協議会に委託をするのか。民営化の流れは民間経営の利点を生かすところにあるのではないか。なぜ社会福祉協議会に委託し、半官半民のような形にするのか」と発言され、事務局長は、「長井市には、なぜ社会福祉協議会を選んだのか、理由づけを明確にしてほしい」と述べていますが、これらに対する回答はないようです。私は、このことはとても不思議でなりません。議事録から察すると、今回の移管先は、社会福祉協議会が名乗りを上げたのではなく、長井市が選んだ。別の言い方をすれば、お願いをしたということになるのではないかと感じますが、事実はどうなのか、福祉事務所長からお聞かせをいただきたいと思います。

+

+

市長は、「民間でできるものは民間で」とおっしゃいますが、現実的に長井市にははなぞの保育園の業務を移管できる民間は、現状では存在しないのではないかと私は感じます。それを無理に社会福祉協議会に押しつけるかのようなことになったとすれば、これは「移管ありきで格好をつけたもの」と言わなければなりません。明確な答弁をいただきたいと思います。

第3点目は、移管して何が変わるのか、いわば移管のメリットについて伺います。

本年6月定例会厚生常任委員会に示されました資料によりますと、「国が進める三位一体の改革により、公立保育所の運営の財政的な柱とも言える国・県の運営費負担金が平成16年度から廃止されることになりました。本市の平成16年度の事業費に対する影響額は、先ほど来示されているとおり7,864万円となっています。

一方、民設民営の認可保育所に対する国・県の運営費負担金は、そのまま継続されている状況であり、公立保育所の民設民営化をスピードアップさせる必要があります」と触れられています。

私も、本年3月定例会で、影響額などについて財政課長に質問させていただきましたとおり、大変な心配事でありました。

このことに関して総務省は、一つは、地方財政計画において、これまでの公立保育所運営費国庫負担金2分の1相当額及び都道府県負担金4分の1相当額は、基準財政需要額に全額算入されたことにより、今回の公立保育所運営費負担金廃止によって、公立保育所運営にかかわる財源の不足は生じない仕組みにしている。

二つは、基準財政収入額に算入をされる予定の所得譲与税は、人口を基準として配分されるが、各市町村における平成16年度に見込まれる所得譲与税額と現年度の公立保育所運営費負担金相当額と比較した場合に発生する過不足については、交付税に吸収される。このため、一般

財源化に伴い、市町村において公立保育所運営にかかわる財源不足が発生することはない。

三つは、三位一体改革の基本方向に沿って、地方財政計画の歳出の見直しを行った結果、交付税総額が減額となるが、総務省としては、交付税の財政調整機能と財源保障機能は堅持すべきと考えている。今回、公立保育所運営費負担金相当額を基準財政需要額に全額算入したということは、公立保育所を現に有する自治体の行政需要に必要な財源確保を念頭に置きながら、地方財政計画を策定したということである。総務省としては、各地方団体は、補助金・負担金がカットされたから、その部分の予算は削減するというだけでなく、引き続き一般財源により必要な予算の裏づけがなされていることを念頭に置いて予算編成されることを期待している。

四つは、これまでの公立保育所運営費負担金において、保育単価と基準財政需要額の関係については、補正係数の具体の定め方は未確定であるが、各地方団体の需要額の算定上、保育単価を活用するなどにより、現行の国庫負担額と遜色のない額となるよう努力をしたい。

そして、5番目は略しますが、6番目に今回の制度改正によって、民間保育所分はこれまでどおり国庫負担金として、地方団体を經由して民間保育所に支給される。ある地方団体内で、公立を民間委譲するなどして、公立保育所を減らし、民間保育所をふやしたとしても、国が算定する当該地方団体の公立・民間合わせたの保育所運営に係る国庫負担金と、交付税の需要額とを合わせた額は、基本的に変わらない。また、公立保育所運営を民間委託（公設民営）したとしても、公立保育所として取り扱うことには変わりはない、とする回答を示し、現に、平成16年度は、9月定例会の一般会計補正予算で示されたように、長井市は当初予測をした地方交付税額よりも、4億円以上も多く交付をされることになっているわけです。

+

このことから言えることは、補助金がなくなるからとする言い方は当たらないということにあります。とするならば、移管することでのメリットは何になるのでしょうか。いただきました資料によりますと、社会福祉協議会が雇用する保育士や調理師などの賃金が、おおよそ市職員の6割ぐらいとすることによる部分が、支出としては少なくなるぐらいしか考えられませんが、どうなのでしょう。市長の見解を伺います。

私は、何よりも保育行政が向上することこそ不可欠と考えますが、そこはどうか改善されるのでしょうか。具体的に福祉事務所長からお聞かせをいただきたいと思います。

第4点目は、市の保育計画についてです。私は、議員になって13年になりますが、長井市の保育計画を見たことがありません。お聞きするところによりますと、平成元年に作成したということですが、不勉強もあって、それをじかに見たことがないというのが率直な状況です。

平成元年以降は、「保育計画」が「エンゼルプラン」となって、市町村の計画も新たな対応が求められたようですが、その計画はどうなっているのでしょうか。

そして、平成11年には、「エンゼルプラン」は「新エンゼルプラン」となったということですが、その際には、長井市はどういった対応をしてこられたのでしょうか。現在は、長井市の保育は何に基づいて展開をされているのか、計画はどのようなものなのか、福祉事務所長にお聞かせをいただきたいと思います。

政府は、平成14年9月に、厚生労働省で「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取り組みに加えて、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、

「子供の社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って、総合的な取り組みを実施することとし、これを踏まえて平成15年3月には、少子化対策推進関係閣僚会議で政府の「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針を取りまとめるとともに、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び地域における子育て支援の強化を図るための児童福祉法の一部改正案を同年7月に成立させていることはご案内のとおりです。

それによりますと、次世代育成支援対策に関して、市町村にあっては「市町村行動計画」を、都道府県にあっては「都道府県行動計画」を、国及び地方公共団体以外の事業主で、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものにおいて「一般事業主行動計画」を、さらに、国及び地方公共団体の機関などにあっては「特定事業主行動計画」を、それぞれ平成16年度中に作成することとなっています。

また、市町村行動計画策定に当たっては、単に担当する部署が策定作業を行うのではなく、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、全庁的な体制のもとに行動計画の策定や、これに基づく措置の実施を図ること。事業主は、国または地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならないこととされており、そのためにニーズ調査などもあって、大変な作業になると思われます。

そこで福祉事務所長にお伺いします。長井市では、児童福祉法の改正を受けて、長井市の行動計画をどう策定しようとしているのか。現時点でニーズ調査結果など、資料として提出できるものがあるかお聞かせをいただきたいと思っています。

また、私は、この市町村計画が初めて、長井市の保育を含む次世代育成支援策が体系づけられるものと思いますが、その位置づけにつ

いてもお聞かせをいただきたいと思います。

私は、まず精力的に「長井市行動計画」を多くの市民で議論をしながら策定し、それに基づいて長井市の保育のあり方については規定をしていくことが重要だし、不可欠なものと思います。それらが示されることなく、はなぞの保育園を社会福祉協議会に移管するというにはならないと私は考えます。この点での市長の見解をお聞きをいたします。

第5点目は、子供と親が置き去りにされているのではないかについて伺います。

私は、この間の行財政改革推進委員会の議論経過、そして、知り得る範囲での行財政改革推進本部会議の議論、さらに長井市保育施設民間委託検討委員会での検討結果、そして、長井市社会福祉協議会理事会の議事録を見て考えさせられたところです。

これらのいずれの議論や検討を見ても、本来最も大切であると考えられる「長井市の将来を担う子供たちをどう育てていくのか、そのためには、行政や地域は何をしていくのか」や「現在展開されている保育内容、その量や質をどうやって上げていくのか」、「そのために何を目指し、改善をしていくのか」といった、最も大切な議論が何らなされていないことをまず痛感しますし、残念に感じているところです。

言われているのは、財政削減効果を出すことであり、そのための安上がり体制をどこに求めるかではないように感じられて仕方がありません。そして、さらに残念なことは、さまざまな討論、あるいは議論の中で、本当にこれでもいいのだろうかとする率直な疑問や声は、いずれも声高なコスト論にかき消されてしまっていることです。私は、これは異常だと感じます。安いがすべてに優先するという理論からは、本当に大事なものは見えてこないし、考えなくてもいいという風潮が跋扈するだけで、将来につながるものは見出せないと私は考えます。

既に平成17年度の入園児募集が10月1日付の市報で行われました。認可保育園の一つとして、はなぞの保育園の募集もされています。しかしそこには、来年からは市の直営ではなく、社会福祉協議会の運営になるなどは、一切触れていません。市民は、来年も市が直営で行うものと思っています。おかしなことと感じませんか。

聞くところによりますと、当局では、子供の保護者への説明会を行い、了承を得たと言われているようですが、しかし、父母の会から出された慎重に理解と納得の上で進めてほしい、17年度からの移管は先延ばしてほしい旨の要望が出されたことについては、今後も説明をすると答えているとのことであります。結局は、どこも理解と納得は得られていないのではないですか。話し合いも詰まっていけないのではないですか。そして、この中で確実に長井市の子供たちとその親は、私はこの間置き去りにされていると感じます。本当に大事な議論をしっかりとしていくことこそ、今求められていると私は考えます。ここでの市長の見解を求めたいと思います。

最後は、行政の責任について考えます。時間がありませんから、簡潔に申し上げますが、移管を進めることで、行政の保育義務である保育の実施、そして保育費の負担はどうなるのか。自治体が保育に責任をとることができるのかは、極めて希薄になると私は感じます。移管を進めることで、行政は何をしていくのでしょうか。現場を知らないで、どうして自治体の保育義務を全うできるのでしょうか。どうして監査や指導ができるのでしょうか。結局は、移管イコールお任せとなるのではないですか。これではないと私は思います。

自治体が保育に関する義務と責任を負うためにも、これまでの直営をやはり続けていくこと。そのことも選択肢の一つとして保育計画の中に

+

十分入れて、今後の保育行政を進めていくこと。このことこそが求められているし、この視点を失ってはならないと考えます。

最後にこの点での市長の見解をお伺いをして、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 高橋議員のご質問にお答えをしながら、私の考え方も申し上げたいと思います。

まず、なぜはなぞの保育園なのかと。これは共同調理場と並んで、まず私の2期の中で、やはり保育行政でもはやもう民間もしっかりと育てているから、民間にできることは民間にさせていただくのだというのが、これが基本的な態度ですよ。そのことは行財政改革推進本部でも、行財政改革推進委員会でもしっかりと認めていただいているのですよ。それは2年前にあなたと争ったときにも一つの争点だったわけですから、市民の皆さんはしっかりとご理解をいただいていると思います。ここの基本方針が違おうと、直営でやれとか、いつまでも今のとおりでやれとか、後ろ向きになるわけですから、基本的に改革をする。それは一步一步前進をしていくということで、比較検討をいろいろ具体的にしなければいけないと。この場合、清水保育園、これは職員が8人ぐらいですね。はなぞの保育園は32人ですよ、職員の方が。これはやはり、いざ休んだりしたりしたときの対応は違うわけですし、やはり規模が大きい方がいろいろできるわけだし、また臨時の方が保育職場に今20人いらっしゃる。この皆さんも、もしもちゃんと公平な試験を受けて入っていただければ、これは今の臨時よりははるかに身分が安定している。少しずつ経験も加味されてなると、これは蒲生光男議員の長年の主張ですからね。それはやはりそういうこともちゃんと縫合できるということですから、私はこちらのはなぞの保育園の方が民営化にする方がベターだと、こう私

は具体的に判断したわけであります。

なぜ社会福祉協議会にしたのかと。これは蒲生吉夫議員にお答えしましたが、さっき言いましたように、現在の市の保育所設置条例を廃止して普通財産に変更して、この施設を廃止する場合に、やはり建設事業費に対する補助金返還という問題が出てくると。これをクリアできるのは、社会福祉協議会の方がいいというのが第一。そして、基本的には社会福祉協議会の会長とは、いろいろな場面でお話もさせていただいておりますが、お年寄りや障害者の皆さんの仕事はもちろんしていただいているけれども、総合的に社会福祉協議会ですから、やはり子供たちの福祉の面も、すべての世代にわたる社会福祉事業については、十分関心があると市民から支持されるならば、議会の皆さんがお認めをいただけるならば、それは社会福祉協議会としてそのすべての世代の福祉をやりたいというふうにお話を、意見を交換してきたから、これは大丈夫、やっていただけるものだなというふうにしたわけであります。

3番のメリット。これはもう明らかであります。民間にできることは民間にということになれば、民間の皆さんの雇用がふえますね。民間の皆さんの仕事がふえますね。民間の活性化ができますよ。これは経済を中心に、生活というのは民間が主役だと、私は常日ごろ言い続けてまいりました。高橋さんはどうもマンパワーで行政が全面に出るようでありますが、そこが大きな違いですよ。経済を活性化して、民間が主役で、官が余り出すぎると、官ばかりになってくる社会主義、ソ連ということになるでしょうと私は思いますから、やはり民間ができるものは民間でというところが最大の違いでありますから、そこが雇用が出てきて、そして活力が出てきて、行政がスリムになって、本当にやらなければならないことをやるというのが、最大の私はメリットだと思います。

+

+

4番目、市の保育計画。これは今の行財政改革とリンクをしておりますし、無認可保育園から認可保育園にしていく。そして、民間の保育が主体であって、民間の保育園の乳幼児の皆さんの受け入れも常時ふやしていく。これが民間主体の保育計画です。それで、これは第四次長井市の基本計画の「協働・創造・未来の鼓動、実感“ながい”」これにも入っておりますし、先ほども途中でやめさせられましたが、福祉事務所長が申しているように、市の保育計画があるわけですから、まだお勉強なさってこなかったの、そんなことはないと思いますけれども、高橋さんでもあるんですか。これはやはり、もしあれだとしたら、詳しいことを福祉事務所長から申し上げたいと思います。

5番目、子供と親が置き去られていないか。そんなことはありません。これは8月上旬も9月上旬も2回の保護者説明会をして、そして、2回目は特に過半数の皆さんが来て、それはいろいろな声がありましたけれども、基本的にそういう市の、あるいはこういうこれからの方針についてはご理解をいただいたという報告であります。なお、必要であれば、さっきも申し上げましたように、福祉事務所長、なお必要であれば福祉にも詳しい長谷部助役も保護者に説明会にまた出てもいいということでもありますから、もしご要望があったら、またやりたいというふうに思います。

6番目、次世代を担う子供たちを育てていくために、行政の責任をどうとると。ここがだから、さっきから申し上げているように、民間でやれるところは民間に徐々に移行していくということです。それが行政のこれからの大きな責任だということです。そこをご理解なさるのか、何でもマンパワーだと、直営の方がいいというふうになさるのか。30年前に逆戻りしろということですかと、私は逆にお聞きしたい。ここまで積み上げてきたのは、そこが基本だった

のではないかと。議員のみなさんにもご理解をいただいて、行財政改革推進委員会でもご理解をいただいて、なお選挙でもしっかりとご理解をいただいて、私は自信を持ってこれは確かな実感として、これが長井市の改革の大きな柱だと思ってやっているわけですから、そのところの認識の違いではないかと。しっかりと責任を果たしていきたいと思います。

以上です。

鈴木良雄議長 宇津木正紀福祉事務所長。

宇津木正紀福祉事務所長 高橋孝夫議員の市の保育行政についての中で、4点について私どもの方から説明させていただきます。

まず、経過ということですが、当初、平成16年度から民営化せよというふうな指示があったわけでございますが、16年度というのは認可外保育所が2カ所認可になるということで、17年度に1年延ばして実施せよということで、市長と助役から指示を受けたところでございますので、17年度からということに1年延長させていただいた経過がございます。

それから、3歳児以上と3歳未満児の違いでございますが、国の基準で保育士の数というのは年齢によって区分されております。ご存じのように、ゼロ歳児が3人に一人と、1歳から2歳児が6人に一人というふうなことで順次ございまして、そちらの基準を守りながら、未満児保育についても人員は国の基準で決まっているわけですので、その基準に応じてしっかりとさせていたきたいということで、検討委員会というのは、平成15年4月30日から平成16年5月8日まで、庁内の検討委員会を開いたところで、その内容については市長が申し上げたとおりのことで、相手がございましてということをお知らせして、その中で移管する相手がどのように考えているかということも報告した経過がございます。

清水保育園ですと、先ほど市長が根拠を申し

上げたわけですが、6人ということで規模が小さいということで、運営するには小さくて、代替えの人を確保しておくのには経営が大変だというふうな社会福祉協議会の方からの話が内々にごさいましたので、はなぞの保育園の方が経営的に安定するのではないかとということ報告を申し上げておるところでございます。

2点目のなぜ社会福祉協議会かということでございますが、こちらの方については、私ども検討委員会で検討した中での補助金返還というものが大きいものがございました。先ほども市長が申し上げたとおりでございますが、昭和54年に建設したところの部分と、あと、子育て支援で建設した部分のところが2カ所が補助金の返還対象になるということで、支出をできるだけ抑えなければ行革に反するというところでございますので、その辺の社会福祉協議会であれば補助金の返還が必要ないというふうなことでございましたので、そういうふうなことで報告して、先ほど市長が申し上げているとおり、社会福祉協議会であれば、社会福祉法人ということで報告のみで補助金返還の必要がないと。そのまま事業を継続するという縛りもあるわけですが、そういう部分もつけまして、社会福祉協議会がベターではないかということで報告したところでございます。

3点目でございますが、今の保育行政というのは、ずっと職員の退職不補充という状態が続いております。この状態が、民間に移管になれば大幅に解消されるということで、安定した保育が確保されるのではないかとというふうに判断されるところでございます。

4点目の市の保育計画でございますが、大まかにでございますが、第四次長井市基本計画の3節の第1項、生き生きと暮らすことができる福祉と健康のまちづくりということの中で、その中の基本政策と計画の中で、安心して子供を産み育てられる環境づくりという項がござ

います。その中で、保育サービスの質的充実ということで、認可外保育所の認可転換の推進、子育て支援施設の確保と、託児施設運営の支援というふうな項がございまして、こちらが大まかに計画としては、私どもの福祉事務所ではこの市の計画に基づいて実施するというところでございますが、さらに昨年度認可保育所設置認可にかかわる意見書の提出の中で、県の方から保育計画を提出せよということで、運営計画がありますが、そちらの方を提出させていただいて、長井市の保育計画はこうなっていますということで申し上げながら、県の方から認可いただいたところでございます。

それから、さらに細かい計画につきましては、保育所・児童センターガイドの中でお示しているとおり、市の保育方針と運営方針がございまして、それぞれの園、児童センターの中で、保育目標を掲げて実施しておるところでございます。

あと、ニーズ調査であります。今年度子供未来財団地域行動計画策定の手引きを参考にしまして実施したところでございます。未就学児590名、小学生1年から3年450名にアンケートを配布いたしました。また、未就学児412名、小学生372名のアンケートをその中で回収しまして、市の職員で手作業で集計を単純集計までやりましたところでございます。

議員のお考えになっような、まとまっているかどうかというのは、ちょっと持ち帰らせていただいて、お見せできるかどうか検討させていただきたいと思っております。

行動計画は、地域の子育ての機能の再生を目標としたものでありますので、子育ての支援などと政策領域別に推進していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

その計画については、これからの保育所運営に生かしていくものと考えておりますが、まだニーズ調査が終わったところでございますので、

これから以降の計画策定になるというふうなことでございます。

以上であります。

鈴木良雄議長 11番、高橋孝夫議員。

11番 高橋孝夫議員 お答えをいただきましたが、わかりませんから再度質問をいたします。

まずこの、なぜはなぞの保育園なのかというところは、ちょっと錯綜しておりまして、私は整理できません。重ねて申し上げますけれども、行財政改革推進委員会答申、行財政改革大綱、行財政改革実施計画、それ以降の進捗状況報告書などを見ても、ずっと指摘されてきたのは清水保育園を何とかしろということですよ。それが、突然はなぞの保育園になるということは、私はこれはかなり違うというふうに思うのです。なぜ違うかというのは、先ほど申し上げましたように、ほかの3歳児よりも上の子を見ている保育園などは、はなぞの保育園は違うのだというところなのです。それは、確かに受け手の側の意向、職員がいっぱいいいた方が融通がきくなどという意向はあるかもしれませんが、しかし、だからといってそれが取りかわっていいというものではないと、私はこういうふうに思うのです。

これでは、市長、いろいろ言われましたけれども、認めてもらっていると。どこでだれが認めたのですか。選挙ですか、違いますよ。そんなことはありません。あなたは7割、私は3割って、あなたよく言うけれども、そんなことじゃないですよ。個別の課題になればそんなことはないのです。ここはしっかりとっておきます。

それで、相手、いわば受け手が当初はいたと。清水保育園はもう了承しているというところまで報告をしています。しかしそれが変わるわけです。ここのところが私はよくわからない。いわばもう一つの社会福祉法人が、いろいろなことがあって受けられないというふうに言われた

ので、これは2番目との問題もかかわりますけれども、もう一つの社会福祉法人、長井市社会福祉協議会にお願いをしたと。逆に、清水でなくてはなぞのだというふうに言われたからこうしたんだと。これが、ということが真相なのですか。その当初から市が考えて、どっちでもいいと考えたわけではないと思う。そこがどうなのか明らかにしていただきたいことが一つです。ちょっとあと時間ないから、まとめてします。

もう一つは、ごちゃごちゃ言わないで聞いてくださいよ。補助金の返還の関係です。補助金の返還、補助金は幾ら返還をされるのですか。これは別な見方をすれば、通常民営化というふうにして、ほかの民間というふうになれば、売却ということだって考えられますね。そういったことを考えれば、その補助金返還額というのは、丸々そうではなくなる可能性も否定できない。そういう検討もして、私は考慮されるべきだというふうに思います。それらの考慮がなされたのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

もう一つ、民間による移管によるメリットで、市長は雇用、それから活性化、民間が主役とおっしゃいました。福祉事務所長からは、私もっともだと思ったのは、その保育士さんの生活安定、雇用安定、これが大切なのだと。もっともだと私も思います。しかし、それらの原因をつくってきたのはだれですか。再三議会でも議論になった臨時の保育士の低賃金の問題や、そういう事態をつくってきたところは一体どこなのですか。市じゃないですか。そのことをこのことで肩がわりできるからいいというふうなことには私はならないと思う。ここはもっと謙虚に、今の定時補助職員もそうですよ。ほかの部分もそうです。安上がりに使ってきた結果、そういう状況を生んだのですから、ここは私はむしろ反省をして、待遇改善などをきっちりとしなければならぬと思うのですよ。それをだれかに

+

任せてはいかんです。このことは大事なことですからね。

それから、最後に行動計画についてお伺いをしますが、この県に運営計画を出したという先ほどの話はわかりました。私が言いたいのは、これからニーズ調査をされて、終了して、計画策定をするということですが、本来であれば、この行動計画がもっと前に出てこなければいけないのではないですか。長井市の保育をこれからこう進めるのだという計画があって初めて、社会福祉協議会への移管であるとか、そういったことが出てくるのではないですか。民間との、あるいは公立の保育園、児童館の役割分担はこうするというものが出てくるのではないのですか。それがないうままに、当初清水と言っておいて、今度ははなぞのになってということも含めて、ころころ変わっている。これでは私はいかんと思うのです。そこにやはり立ち返って、この行動計画をきちんとつくって、みんなで議論していいものをつくって、その上で納得づくでやるというのが、私は本来のあり方だと思いますが、以上の点について、ちょっと時間がないですか、答弁をお願いします。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ないのに自分だけしゃべるんだもんね。僕は5分間ちゃんとありますよ。5分間でやりますが、ご質問の4点、行革大綱についてですね。

行革大綱で言っているのは、できるところから民間に任せていくのだということですね。これは民間でできることは民間で、国の大方針とも一致しますよ。そして、スリムな行政をつくらうということですから、当初からこれは共同調理場、あなたは徹底的に反対されましたが、あれと、大きい意味ではこの今の保育の行政というのは、課題としてあったのです。そして、それを具体的にやるときに、いろいろと検討して、ここから入っていこうということになった

わけです。いろいろと検討して。今述べたとおりです。補助金も何もいろいろなことがありますから、そういうことを検討してやっただと。あなた、わからない、わからないというけれど、僕もあなたの言うことはわからないなあ。僕の言うことをわかってくれないもの。

(「わからないから聞いているんだから」と呼ぶ者あり)

目黒栄樹市長 まず、メリットについて言えば、だれが保育所の低賃金を、そんなことをあなたに言われたくないね、私は。長井市の経済の民間として力があるのに、44番目の財政規模で改革しなければいけない。待たなし、もう赤字再建団体、おかしくない。隠れ土地開発公社もあるというのをしたのはだれで、一体どういう基本的な考え方ですか。マンパワーで、官でみんなやろうと、こういうことがあったからじゃないですか。したがって、人件費が22億から29億になっちゃったと。毎年ですからね、これが。これが特に長井市でここを改革しないと、これはだめなんだと。私は、よくなったという人の実感が7割から8割いらっしゃると思いますよ。それはやはりそこが全然あなたがわからないし、僕もわからない。僕のわかるところがあなたがわからないというところだと思います。

保育計画も当然、ご質問をしているとおり、福祉事務所長が言ったとおりですよ。保育計画があります。保育については長年議論されてきたんです。基本的に私は保育については、民間でもう本当に育ってきたわけだから、具体的に一つ一つできるところからやっっていこうということになってくるわけです。そうでなければ、行政として5億何千万も賃金を中心に支払って、そして1億5,000万ぐらいしかなくて、マイナス3億5,000万から毎年3億8,000万も一般財源を食っていくということ、これをやはり改革しなくて市の行政改革も全体の改革も進まない。その方がいい、民間に雇用をでき、民間に活力

ができて、民間の皆さんが中心になっていく方がいい。徐々に民間に委託していくのだと。その私は第一歩だと、具体的な。そこをご理解いただきたいと思います。ご理解していただけない人はともかく、ご理解していただけると私は思っております。

鈴木良雄議長 11番、高橋孝夫議員。

11番 高橋孝夫議員 残念なんですね。必ずこういう議論になるのですけれども、2年前の話を必ず持ち出してというのは、それは私はないと思います。まずこれはどうでもいい。

市長は、行財政改革推進本部の会議のあいさつ、あるいは行財政改革推進会議のときのあいさつで今みたいな話をされているのですよ。しかし、とんでもない考え方ですよ、それは。補助金があった、そのことはカウントしていないんだから。3億幾らも人件費として持ち出していると、そんな事実はないですよ。超過負担の問題は確かにある。ないとは言わない。だけど、それは正しく市民に説明をして、その上で正しい理解をしていただく。そして、その上で対応していくことが、私は行政の説明責任だと思う。このことを申し上げて終わります。

散 会

鈴木良雄議長 本日は、これをもって散会いたします。

再開は、13日午前10時といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時01分 散会